

基本構想

基本構想

1 基本構想の考え方

基本構想はさくら市がめざすまちづくりの方向性を示すものです。「将来都市像」と市政の方向を定めるための「基本的な考え方」で成り立っています。

なお、将来都市像は、さくら市が成立する際に作られた「新市建設計画」を継承するものとします。

2 基本構想（将来都市像と基本的な考え方）

将来都市像

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち

基本的な考え方



1. 誰もが安心して安全に暮らせるまち

行政の基礎的な目的は市民の生活基盤の確立であり、言い換えれば誰もが安心して暮らせるまちを実現することです。

2. 地域資源の活用

地域がその魅力を発揮し、さらに活性化していくためには、歴史、文化、人、産業などの地域に存在する地域の資源を最大限に活用する取組が必要です。

3. 人口減少社会への適応

すでに人口の減少や人口構成の変化が避けられないことを共通認識とし、市民とともににより良い未来を築いていくための持続可能なまちづくりを意識していきます。

4. デジタル技術による課題解決

日常生活の利便性の向上や社会の変化への対応のためにはデジタル技術の活用が必要不可欠です。アナログを前提とした様々な仕組みをデジタル活用を前提としたものに変えていく必要があります。

3 基本構想の状況を示すまちづくり指標

基本構想の状況、まち全体の「市勢」を示すまちづくり指標を設定し、定期的に確認を行います。

人口減少への対応

①さくら市の人口	43,560 人
②年少人口(15歳未満)割合	12.6%
③社会人口増減数	169 人/年
④自然人口増減数	-287 人/年

地域活性化

⑤市町村内総生産	2,200 億円
⑥法人市民税納税義務者数	991 人
⑦所得割納税義務者数	22,094 人
⑧さくら市が住みよいと思う市民の割合	81.1%
⑨さくら市に住み続けたい と思う市民の割合	87.9%

指標の出典及び算定式

- ①住民基本台帳人口（令和7年4月1日）
- ②住民基本台帳人口（令和7年4月1日）：14歳までの人数/全人口
- ③住民基本台帳人口（令和7年4月1日）：過去1年間の転入者数－転出者数
- ④住民基本台帳人口（令和7年4月1日）：過去1年間の出生者数－死亡者数
- ⑤栃木県市町村民経済生産（令和4年度）：令和7年7月公表
- ⑥税務概要（令和7年度）
- ⑦税務概要（令和7年度）
- ⑧まちづくり市民アンケート（令和7年度）ウエイトバック集計*
：「大変住みよい」または「まあ住みよい」の回答者数/全回答者数
- ⑨まちづくり市民アンケート（令和7年度）ウエイトバック集計
：「さくら市に住み続けたい」の回答者数/無回答除く全回答者数

*ウエイトバック集計：回答者の年齢構成比による補正を行い集計をすること。

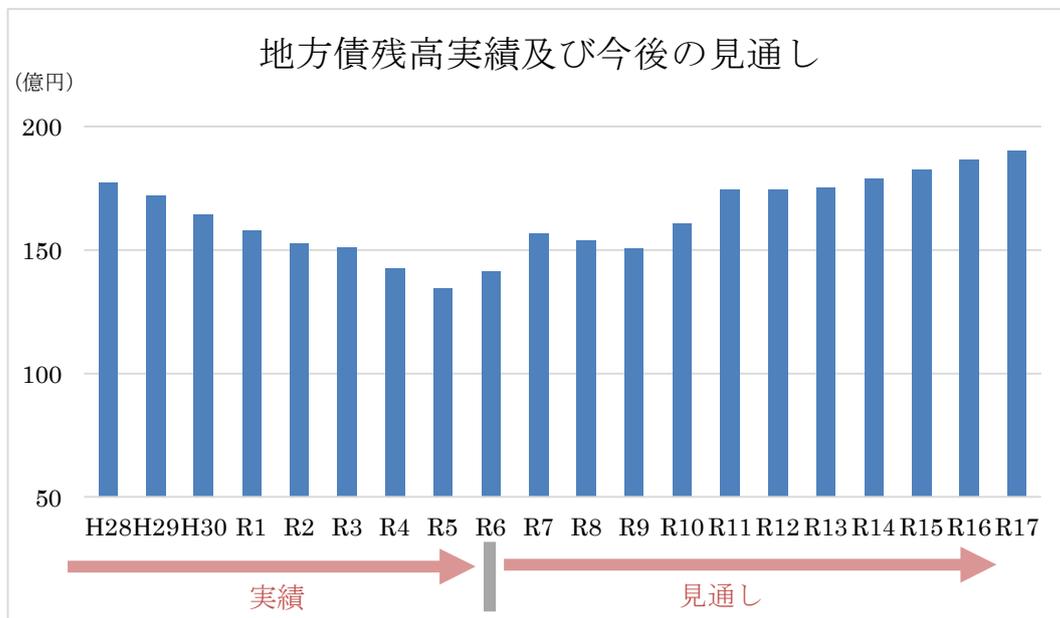
4 財政の見通し

インフレ傾向が続き、社会保障関連費や人件費などの義務的経費の増嵩が見込まれる社会情勢においては、今後も財政規模の拡大が懸念されることから、これまで以上に、歳入の確保、歳出の効率化と見直しに取り組み、安定的に財政運営を行っていかねばなりません。

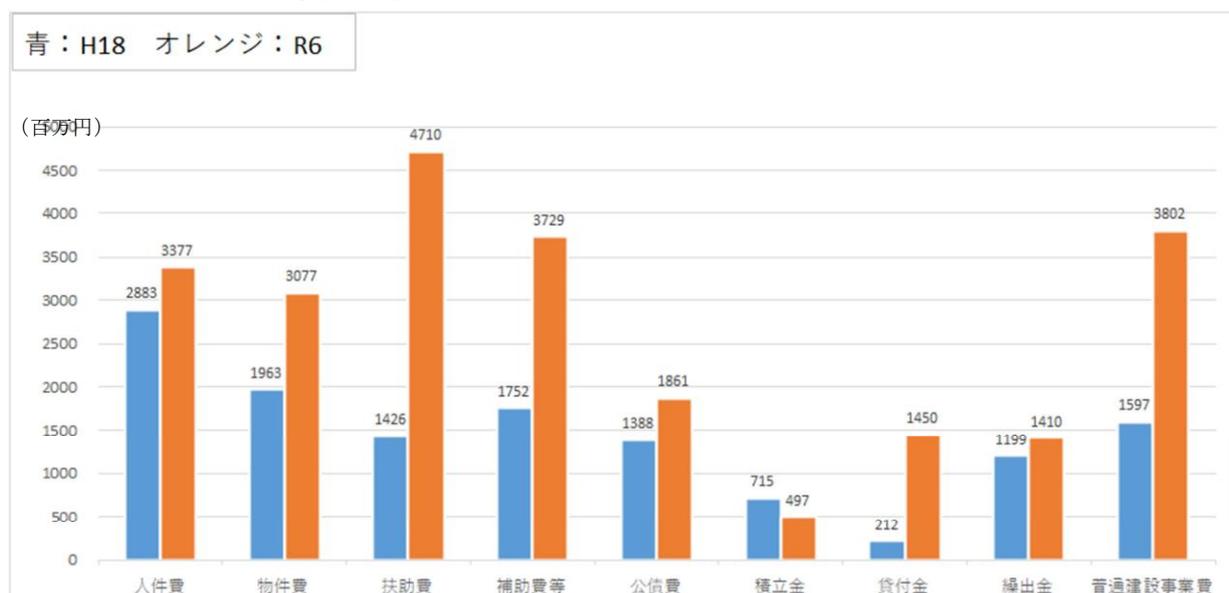
このため、歳入においては、あらゆる可能性を追求し財源確保に努めます。また、第3次総合計画期間中における大規模事業を推進するために地方債残高や将来負担比率を考慮しながら、優先的に有利な地方債の活用を図ります。

歳出においては、内部経費の縮減、市単独事業の見直しやビルド&スクラップや事務事業の選択と集中により、効率的な行財政の運営や財政基盤の強化に取り組みます。

これらの取組を進めるに当たっては、「さくら市持続可能な財政基盤確立基本方針」を指標とし、着実に財政健全化の取組を推進することで、持続可能な財政基盤の確立を目指します。



H18 と R6 の歳出性質別比較



5 土地利用の方向性

土地は、市民生活・産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

そこで、市域を「都市的利用地域」「農業的利用地域」「自然地域」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

(1) 都市的利用地域

① 商業等集積地域

商業系とその周辺の住居系用途地域からなる中心市街地部については、住民の利便性に寄与する店舗、事務所等の各種サービス施設の集積を誘導し、将来に渡り市の発展を支える中核的な役割を果たす区域として位置づけます。

② 住宅地域

既に住宅が集積している区域及び今後宅地化が想定される区域を住宅地域として位置づけ、生活環境の維持・向上を図るとともに周辺の環境と調和した良好な住環境の形成を目指します。

③ 工業地域

既存の工業団地については、工業地域として他の土地利用への干渉・影響を抑制し、工業生産活動の拠点として、産業構造の変化に対応出来る生産基盤の整備・確保に努めます。

(2) 農業的利用地域

東京圏への生鮮食料供給基地として、農業生産基盤の維持・整備に努め、優良農地の保全を図ります。

(3) 自然地域

林業生産の場のみならず保養・レクリエーションの場等、多様な利用を促進するとともに、恵まれた自然環境の保全に努めます。